

(2022.1.29)

## 登山道は誰が整備し、誰が管理しているのか

森 孝順(登山道法研究会)

### (顕在化した登山道問題)

新型コロナウイルスの影響で、民間の山小屋に依存してきた登山道の維持管理の問題が、顕在化することになった。北アルプス南部地域の登山道の維持のために、上高地を中心に登山者に、1口500円の寄付を募る実証実験が、2021年9月下旬から1ヵ月の期間で行われた。環境省や地元の自治体、山小屋事業者などの関係者で構成される「北アルプス登山道等維持連絡協議会」が実施主体となり寄付金を募ることになった。この実証実験を踏まえて、今後、持続可能な登山道維持の仕組みについて検討するものである。

北アルプスでは、従来、主に山小屋が費用と労働力の提供をして、登山道の維持管理を実施してきた。最近の新型コロナウイルスの感染拡大にともなう宿泊客の減少により、山小屋が整備費用の負担を維持することが困難になってきた背景がある。

北アルプス一帯は、自然公園法により中部山岳国立公園に指定されており、国立公園内の登山道の整備・管理は、環境省が主体的に取り組むことになっている。しかしながら、現実には環境省が自ら登山道の整備に取り組むための予算の確保も、マンパワーの組織体制もできていない。

国土の7割を占める山域にある登山道の多くは、山小屋関係者の自助努力や地域の山岳関係者のボランティア活動などにより、管理責任も曖昧のままに維持されている。

### (登山道の現状)

登山道は、道路法に基づく国道、県道のように、規格や構造などが一律に定められた道路ではなく、法的な根拠もなく、明確な定義がなされていない道である。野外レクリエーションの野山を歩く道として、登山道、遊歩道、探勝歩道、自然歩道など各種の名称があるがその区別は曖昧である。年間300万人が訪れる高尾山周辺は、登山道、自然研究路、参詣道、トレラン利用の道などが混在し、多様な利用者を受け入れている。一般的には、ある程度傾斜のある山道を辿り、時間をかけて多少のリスクを感じながら、山頂を目指す道を登山道と呼ぶのが適当であると考えられる。



北アルプス南部、山小屋関係者により維持管理される登山道



岩手山地区パークボランティア連絡協議会(写真撮影:阿部ひろあき)



八幡平、どこまで整備するのか、整備水準が議論になる登山道

全国で登山者が利用しているのは、整備者・管理者が特定できない自然発生的な道が多い。歴史的に見ても、軍事、交易、宗教活動、狩猟、山菜採り、溪流釣りなどにより、山岳地の道は多様に利用されてきた。



立山室堂の観光客の入り混じる登山道、事故発生時に管理責任が高い



大菩薩嶺の落石、転落の危険性の少ない、管理責任の低い登山道

また、登山者は目的とする山頂に至るまで、土地所有者の了解を得ることなく山道を歩いている。日本の山の登山道は、誰が整備し、誰が管理しているのか、日頃、登山道の恩恵を受けている利用者側も、気にしないで歩いているのが実情である。



南アルプス南部縦走路、整備は最小限の自己責任での登山道

日常生活に必要な道路は道路法により整備されており、山域の入山に必要な登山道も、法的な根拠のもとに計画的に整備・管理できないか、山岳関係者の中で議論が開始されたところである。登山道に関して、整備費用の負担、施設の管理責任、土地所有者との調整、整備水準、自己責任の範囲、協力金やボランティア活動の受益者負担、ルールとマナーの遵守など様々な課題がある。

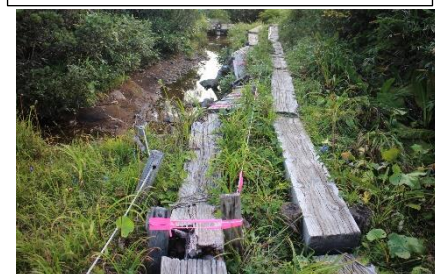
## (登山道の基本的な課題)

### 1. 整備と維持管理

- 登山道（山の道）は誰が整備し、誰が管理しているのか、曖昧のままに放置されてきたこと
- 多くの登山道は、自然発生的に成立した山道を登山者が利用してきたこと
- 自然公園法上では、国立公園は環境省が、国定公園は都道府県が整備することになっているが一部に過ぎないこと
- 殆どの登山道は、山小屋関係者の自助努力や地域の山岳団体などのボランティア活動により、維持管理されてきたこと
- 登山道整備も、道路法に基づく国道、都道府県道、市町村道のように、整備の手続き、維持管理と費用負担を明確にしたらどうかとの議論が開始されたこと
- 海外では、ハイキング道、トレイル、フットパスなどの整備は、法律を根拠に実施されていること



谷川岳、侵食防止工の登山道、容易なアクセスが影響



老朽化の進む八幡平の木道、国の補助金制度廃止の影響で更新困難

## 2. 管理責任と自己責任

- 危険地域に入山する登山行為は、自己責任（at your own risk）が基本であるが、訴訟により登山道の管理者が責任を問われる場合があること
- 登山道で事故が発生した場合、整備した施設の管理者がどこまで責任を負うべきか、登山者側の自己責任の範囲はどうなるのか、この点が不明瞭であること
- 登山者に自己責任を求めるためには、登山道の難易度が分かるグレーディング、危険個所の表示、クマ出没の情報などを、あらかじめ提供することが重要であること



埼玉県のパンフ



富山県警の救助ヘリコプター、埼玉県では有料制度の導入

## 3. 利用者負担・受益者負担

- 登山道の整備、維持管理には当然費用が掛かるが、それを誰がどのように負担するのか、この点が明確ではないこと
- 登山道の維持管理には、恩恵を受けている登山者側としても、道普請などの労力提供としてのボランティア活動に積極的に参加することが求められること
- 入山料、協力金の導入も一部の山域で実施され、今後、拡大する方向であること



伊吹山の入山協力金の徴収、利用者負担が全国的に拡大



伯耆大山の緑化保全活動、官民の「協働型管理運営体制」構築

## 4. 外国人登山者の受け入れ

- 近い将来、日本の山が世界の登山愛好家の目的地になることを想定しておくこと
- 観光立国として海外からの登山者客を安全に受け入れることは、行政の責務であること
- 登山道やその付帯施設である山小屋、避難小屋、公衆トイレ、標識整備など、外国人の受け入れ態勢を整えること



富士山、外国人の登山者が3割、今後、全国に波及する傾向



黒部、祖母谷温泉への登山道、多言語の注意標識の設置

### (登山道法制定への課題)

#### 1. 登山道法の目指すもの

登山道法制定の目的は、登山道の整備と維持管理を実施するにあたり、これまで曖昧にされて

きた国、地方公共団体、民間による役割分担を明確にし、利用者にも自己責任と応分の受益者負担を求め、将来に向けて安定した登山道の利用を促進することにより、山村地域・山岳地域の振興と活性化に貢献することにある。

## 2. 何をすべきか

登山道法の制定は、土地所有などの複雑な内容を包含しており、関係省庁や利害関係者との調整などに時間がかかることが想定される。今後、講演会やイベントの開催を通じて、広く国民の理解と協力を得て、法整備の必要性の普及啓発をはかることが大切である。

また、多くの国民が登山やハイキングを楽しんでいるが、その実態はよく分かっていない。登山道の利用状況、整備状況などの現状把握が先行しなければならない。

## 3. 登山道法はなぜ必要なのか

利用者の少ない東北地方の山域では、指導標識は朽ち果て、路面は侵食されて、ヤブに覆われている登山道も出現している。山域により、その維持管理状況に大きな格差が生じている。このままでは全国の登山道の整備・維持管理が、遠からず崩壊することになる。

アウトドア活動の促進にともない、計画的に登山道の整備・維持管理を実施し、山村地域や山岳地帯の振興と活性化をはかる。そのための根拠法として、全国の登山道を一元的に管理する、登山道法の制定を求めるものである。

### (登山道法研究会の活動)

数年前から登山道の問題について、山仲間と情報交換をする勉強会を開始し、2019年9月に「登山道法研究会」という組織を有志により立ち上げた。2021年8月の「山の日」に合わせて、『これでいいのか登山道』—よりよい「山の道」をめざして—のタイトルで登山道法制定に向けた提案を報告書(写真左)としてまとめた。現地調査レポート、写真などで、現在の登山道が抱える問題を明らかにし、あるべき方策について検討を加えたものである。その後、ヤマケイ新書から要約版(写真右)が、昨年12月に出版された。

登山道が抱える様々な問題に、登山道を利用する側と登山道を整備する側の双方から関心が高まり、よりよい登山道を目指して議論が深まることを期待している。



戦場ヶ原の木道、環境省の直轄整備が全国に拡大する傾向



十和田八幡平国立公園、9割以上が林野庁の管理する国有林



燧ヶ岳の厳しい環境での木道整備、改修への費用負担が課題

